

## AV8Bハリアー攻撃機によるフレア誤射事故に対する意見書

去る3月30日午前9時30分頃、米海兵隊岩国基地所属のAV8Bハリアー攻撃機が嘉手納基地を離陸後、嘉手納弾薬庫上空の高度約760メートルでフレアを誤射する事故が発生した。

この事故について、米軍は「3機編成のハリアーが嘉手納基地を出発した際、1機が訓練フレアを誤って放出、地上から2300フィート（約700メートル）の高さに達するまでに完全に焼失した」などと発表している。

今回の事故は、嘉手納基地弾薬庫上空で発生しており、一步間違えば住民を巻き込んだ重大事故を引き起こす危険性がある。パイロットの人為的ミスによるものであれば、場所を問わずどこでも起こり得るということであり、戦闘機が飛び交う下で暮らす住民の不安と恐怖は計り知れないものがある。

また、外来機の飛来増加で、訓練が過密状態にある異常な基地運用も、事故が後を絶たない要因であり、外来機の飛行状況を速やかに公表するべきである。

米軍は、安全を最優先にしているとあるが、過去にも同様な事故は発生しており、根絶されることのない現状は、米軍による住民の生命・財産の軽視と言わざるを得ず到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から、関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 フレア誤射事故の原因を徹底究明し、公表すること。
- 2 徹底した再発防止策を講ずること。
- 3 事故連絡の迅速化を図ること。
- 4 外来機の飛来状況を速やかに公表すること。
- 5 軍用機の住民居住地域の上空での飛行、訓練を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年4月4日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）  
沖縄防衛局長